聖籠町告示第59号

聖籠町臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように 定める。

平成27年7月31日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示 聖籠町臨時福祉給付金支給事業実施要綱(平成26年聖籠町告示第48号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成27年度聖籠町臨時福祉給付金支給事業実施要綱

第1条中「実施する」の次に「、平成27年度」を加える。

第4条第1項中「1万円」を「6千円」に改め、同条第2項を削る。

第5条第1項中「平成26年7月1日」を「平成27年9月1日」に改める。

第7条第1項第1号中「平成26年」を「平成27年」に改める。

第8条第3項中「当該臨時福祉給付金」を「当該者に係る臨時福祉給付金」に改める。

第11条第1項中「(次項において「不当利得」という。)」を削り、同条 第2項を削る。

別記第1項中「1万円」を「6千円」に改め、同項第1号④中「平成8年」を「平成9年」に、「平成6年」を「平成7年」に改め、同号④ア中「児童以外の」の次に「基準日において」を加え、同号④イ中「入所し、若しくは」を「入所し、」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「並びに」を「及び」に、「精神上又は」を「精神上若しくは」に改め、「児童以外の」の次に「基準日において」を加え、同号④ウ中「同法」を「障害者総合支援法」に改め、同号④オ中「児童自立生活援助事業に」の次に「おける住居に」を加え、同号⑤イ中「保護命令(」の次に「配偶者からの暴力を理由に避難している者にあっては、」を加え、同号⑥中「平成26年度分」を「平成27年度分」に改め、同項第2号①中「平成26年1月2日から3月31日」を「平成27年1月2日から平成27年10月1日」に改め、同号②中「及び永住帰国後」を「並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者」に、「平成26年1

月2日から3月31日」を「平成27年1月2日から平成27年10月1日」に改め、同号③中「平成26年1月2日から同年3月31日」を「平成27年1月2日から平成27年10月1日」に改め、同号④中「停止されたとき」を「停止された者」に、「平成26年1月2日から同年3月31日」を「平成27年1月2日から平成27年10月1日」に改め、同項第5号に次のただし書を加える。

ただし、その際に配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合には、これに基づき臨時福祉給付金の支給に係る審査を行う。それ以外の場合で、配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できた場合には、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみなす。

同別記第1項第6号①中「。以下この項において「障害者虐待防止法」という。」を削り、「障害者虐待防止法」を「同法」に改め、同号②中「昭和24年」を「昭和25年」に改め、「。以下この項において「高齢者虐待防止法」という。」を削り、「高齢者虐待防止法」を「同法」に改め、同別記第2項を削る。

様式を次のように改める。



臨時福祉給付金(平成27年度) 申請書(請求書)

聖籠町長 様	世帯番号 世帯主番号			
申請·受給者	記入日 平成 年 月 日			
・・・・・(フリガナ) 氏 名 性別 生年月日	現住所			
明治・大正・昭和・平成 ・ 年 月 日	電話 ()			
記名押印に代えて署名することができます。	住所(平成27年1月1日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要			

2. 上記1. の申請・受給者の扶養親族等であって同一の世帯に属する支給対象者

上記1. の申請・受給者(以下[a]といいます。)が、その扶養親族等で同一の世帯にいる支給対象者(以下[b]といいます。)を代表して、代理申請・受給する場合には[b]の氏名等を下の欄にご記入ください(この場合、[b]は、それぞれ裏面の(1)~(6)に誓約・同意し、[a]に申請・請求および受給を委任するものとします。)。

No ·	<u>(フリガナ)</u> 氏 名	続柄	性別	生年月日	扶養者氏名	57
1			男女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		
2	(B)		男女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		
3	®		男女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		
4	(B)		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		
5	(B)		男・女	明治·大正・昭和・平成 年 月 日		
6	(1)		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		3

* 記名押印に代えて署名することができます。

(裏面も確認してください。)

- 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『レ』を入れて、必要事項を記入してください。)
- □A <u>昨年度と同じ</u>金融機関口座(下記)への振込みを希望

支店名	口座名義人(カナ)	
	支店名	支店名 口座名義人(カナ)

□B 現金による支給を希望

(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。) ※Bを選択した場合は本人確認書類を添付してください。

- ※上記「A」欄に記載の無い方や、新規口座への振込希望の方は、以下の欄に正確にご記入ください。
- □C 新たに指定した、金融機関口座(原則、1.の申請・受給者の口座に限ります。)への振込を希望 ※Cを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください。

【受取口座記入欄】受取方法としてCを選んだ場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (<u>右貼め</u> でお書きください。)	フリガナ 口座名義
1:級行 5.農協 2:金庫 6:漁協 3:信報 7:債漁連	本·支店 本·支所 出張所	1普通 2当座		
4:慎連	店番号	j		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

「誓約·同意事項」

- (1) 平成27年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得金額がなく、その他の臨時福祉給付金の支 給要件に該当します。
- (2) 臨時福祉給付金の支給要件の該当性等(2. の支給対象者に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査する ため、市町村が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意 します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市長村において支給決定をした後は、臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 市町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、〇〇までに、 市町村が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、市町村は当該申請が取り下げら れたものとみなします。
- (6) 臨時福祉給付金の支給後、平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等 であること等臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金を返還します。

本人確認書類 写し 貼付け

- 本人が確認できる書類(写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券写し等)
 - ※ 代理申請・受給を希望される場合は、表面1.の申請・受給者に加え、代理人の本人確認書類(必要に応じて代理関係を確認できる書類)も添付してください。
 ※ 外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

振込先金融機関口座確認書類 写し 貼付け

(※「3. 受取方法」で「C」を選択された方のみ、書類の添付が必要)

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

附則

この告示は、平成27年8月1日から施行する。